

公有地売払要領(随時売却) 〔申込先着順売却案内書〕

この要領に記載している売却物件は、申込先着順により記載している価格で売却します。

申込前に、必ず現地及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

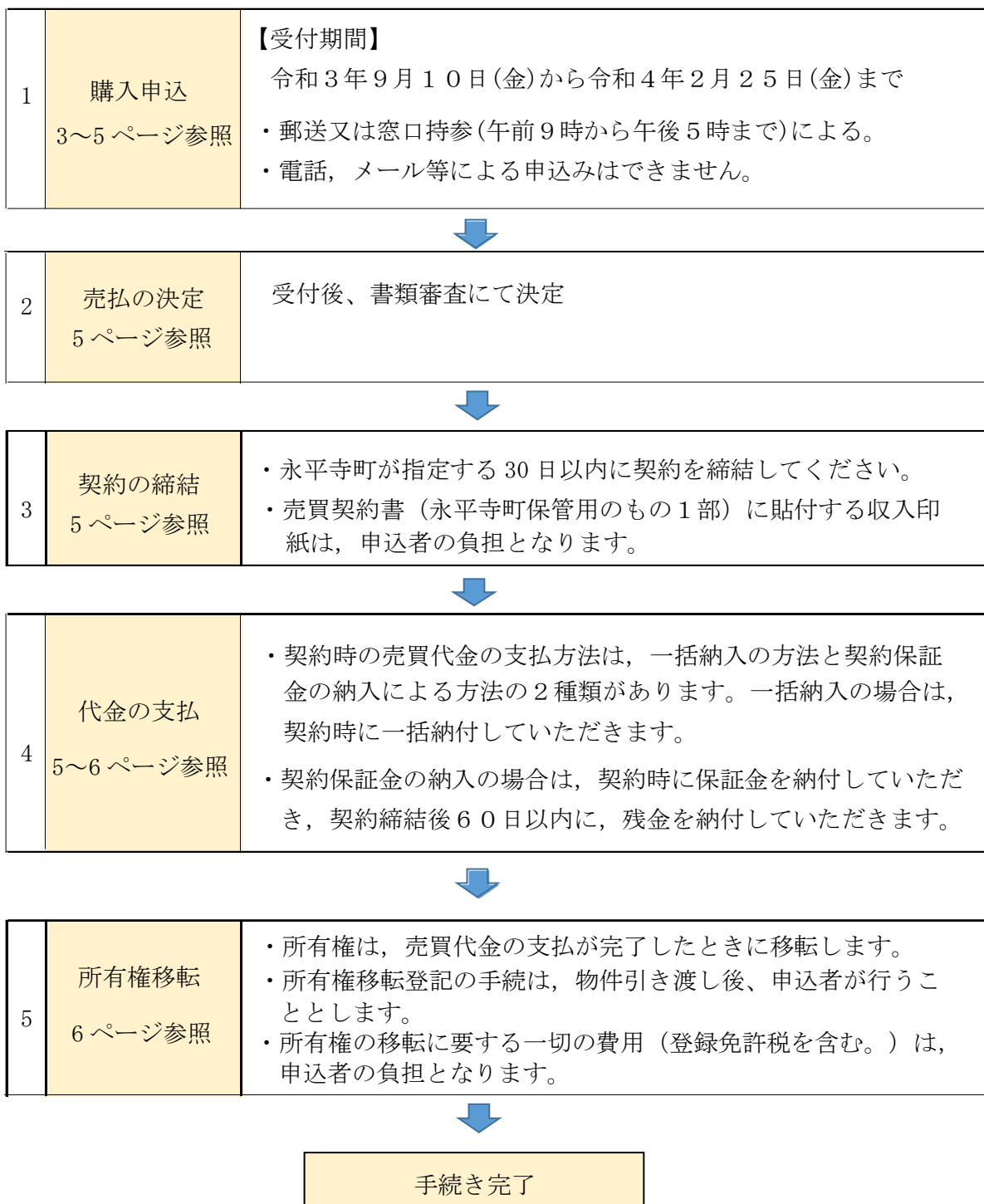
永平寺町総務課 契約管財室

申込先着順売却による公有地売却の流れ

永平寺町では、町有地を申込先着順で売却します。

申込先着順売却とは、先着順で申込・受付された方との随意契約となります。先着順のためすでに売却済みの場合がありますので、ご注意ください。

買受けを希望される方は申込みが必要です。この「申込先着順売却案内書」をよくお読みになったうえで、お申込みください。



購入の申込み

この「申込先着順売却案内書」は、永平寺町ホームページにも掲載しています。

■ URL

<http://www.town.eiheiji.lg.jp/200/300/309/p010631.html>

■ QRコード



1. 売却物件（物件2号）

物件の所在 (福井県吉田郡永平寺町)	地目	地積(m ²)	売却価格 (予定価格)	用途地域
東古市8字16番2	宅地	1,574.50	19,494,000円	無指定

上屋として鉄筋コンクリート造・平屋(502.8 m²)の建物付で、物件は現状有姿にて引き渡すものとします。

2. 申込資格

次の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 永平寺町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号、同条第6号及び第32条第1項各号に該当する者

※1 共有を希望する場合

複数の者が共同で購入を希望することも可能ですが、代表者を選任し、代表者は町との協議において窓口となり、構成員は連帯して責任を負います。なお、共同で購入する場合、全員が申込資格を備えている必要があります。

3. 申込方法等（郵送不可）

ア、受付期間 令和3年9月10日（金）から令和4年2月25日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
（土・日・祝日を除く）

イ、受付場所 永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町役場（2階） 総務課契約管財室
TEL：0776-61-3941

4. 用途制限

次の用途に供することはできません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業の用途
- ② 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所等の用途
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

5. 申込時に必要な書類

- ① 町有地購入申込書（様式 1）
 - ② 代表者選任届（様式 3）
 - ③ 土地利用計画書（様式 4）
 - ④ 誓約書（様式 5）
 - ⑤ 【申込者が法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款及び印鑑証明書、役員等名簿
 - ⑤ 【申込者が個人の場合】住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）及び印鑑登録証明書、身分証明書
 - ⑥ 納税証明書（直前 1 年間に納付すべき町税）
- ※ ③～⑤までの書類は申請日を基準として 3 ヶ月以内に発行されたもの。
- ※ 連名（共有）での申込みの場合は、全員について、それぞれ 1 通必要です。
- ※ 申請書は売買契約者となる方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。
- ※ 共有名義で買受を希望する方は、「代表者選任届」に共有名義人全員の住所氏名、持分を連記し押印して提出してください。
- ※ 受付後に申込者を変更することはできませんのでご注意ください。

6. 提出方法

持参又は郵送により提出してください。電話、FAX、メールによる申込みは受付しません。

7. 売却の終了又は延期

到着順のためすでに売約済みの場合があります。また、受付期間を過ぎても購入者が現れない場合、申込期間を延期する場合があります。

8. その他

提出書類は返却いたしません。提出書類に不備がある場合は早急に修正又は必要書類を揃えて

いただきます。

売払の決定

1. 売払の決定

申込書類を確認して売払いの決定をしたときは、申込者に対し、売払決定通知書により通知します。

契約の締結

2. 契約書の作成

契約書は永平寺町で2部用意します。うち、永平寺町保管用のもの1部に貼付する収入印紙（売買金額に応じたもの）は、申込者の負担となります。

なお、永平寺町が作成する文書は非課税であるため、申込者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

3. 契約締結期限

申込者は、町が発行する売払決定通知書を受け取った日から30日以内に永平寺町と売買契約を締結するものとし、期限までに契約を締結しない場合、または申込資格等に違反したとみとめられる場合は、売払決定を取り消します。

4. 契約名義人

契約は、必ず「申込者」名義で契約締結してください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

売買代金の支払い

申込者は、次のいずれかの方法により、永平寺町が発行する納入通知書で売買代金をお支払いください。購入資金の手当等については、お早めに金融機関等と御相談ください。

なお、契約保証金には利子は付しませんので御了承ください。

(1) 契約保証金の支払後、売買代金の残額支払期限

ア 契約保証金支払日	売買契約締結日
イ 契約保証金額	契約締結と同時に、売買代金の100分の10以上（1,000円未満切り上げ）に相当する金額
ウ 売買代金残額	売買代金から契約保証金を差し引いた額
エ 売買代金残額支払期限	契約締結日から60日以内 （契約保証金は売買代金に充当しますので、残金を永平寺町

が発行する納入通知書によりお支払ください。)

注) 売買代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、地方自治法第234条の2第2項の規定により、契約保証金は違約金として永平寺町に帰属することとなり、お返ししませんのでご注意ください。

(2) 一括支払

ア 支払日	売買契約締結日
イ 支払金額	契約金額
ウ 契約保証金	免除

所有権の移転

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転することとし、同時に引渡しがあったものとしします。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、物件の引き渡し後、申込者が行うこととしします。
- (3) 所有権の移転、移転登記に要する一切の費用は、申込者の負担となります。
- (4) 申込者は、対象物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他の注意事項

- (1) 物件は現状有姿での引渡しとなります。電柱等の移転・撤去、雑草の草刈、工作物（フェンス、擁壁、舗装など）の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体に関わらず、一切町は行いません。越境物がある場合についても現状有姿のまま引渡します。
- (2) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。
- (3) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守してください。
- (4) 工事等を行うに当たっては、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。
- (5) 物件を取得後5年間は、売買・贈与・交換・出資等により第三者への所有権の移転をしてはならない。ただし、宅地造成等により分譲する場合はこの限りではない。

【お問合せ先】

永平寺町役場 総務課契約管財室
福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
連絡先 0776-61-3941(直通)